見本

保証番号

保 証 書

ご住所

お名前　　様

電話番号

ボロンdeガード
―新築シロアリ５年保証―

本件シロアリ予防施工工事は、一般社団法人日本ホウ酸処理協会（以下、当協会）の厳正な指導・審査を経て登録された認定施工店が、日本ボレイト株式会社（以下、当社）が販売したティンボアＰＣＯを適正に使用して施工された「ボロンdeガード工法」ですので、下記の通り保証します。

建物取得者様の建物の適切な維持管理および正常な使用状態において、保証期間内に建物にシロアリの被害が生じた場合には、保証約款の規定に基づき、修復費用を補償し、無償で再施工いたします。

1. 施工完了日：　　年　　月　　日
2. 保証期間：　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
3. １階床面積：　　㎡
4. 保証内容：　裏面の保証約款によります。

一般社団法人
日本ホウ酸処理協会　　日本ボレイト株式会社
〒135-0001　東京都江東区毛利 1-21-9　三喜ビル 1F　　Tel. 03-6659-5785　Fax. 03-6659-5685

ボロンdeガード
―新築シロアリ５年保証―

《保証約款》

1．保証の対象

この保証を受ける建物は、次の条件を満たしている必要があります。

① 新築であること。
② 基礎は鉄筋コンクリート造のべた基礎であること。
③ 基礎外断熱材は、当協会が指定したものによること。

2．保証内容

① 建物よりシロアリが発生し、予防処理を行った木材に損害があった場合は、無償で再施工します。
② シロアリが発生して、当該建物の予防処理を行った木材に損害があった場合は、300 万円を限度として修復費用を補償します。
③ シロアリの種類はイエシロアリとヤマトシロアリとします。

3．保証期間

保証の期間は、施工完了日から5年間とします。

4．保証の発効

この保証は、施工完了後、認定施工店からの依頼により、当協会が、保証書に必要事項を記入し、記名・押印することにより効力が生じます。

5．保証の受け方

シロアリの被害を発見した場合には、建物取得者様は認定施工店にすみやかにご連絡いただくことにより、当協会の責任で修復を行います。ただし、保証の免責（後記8）事項に該当する場合は、この限りではありません。なお、通知が遅れた場合には、修復の責任を負わないことがあります。

6．保証の免除

当該工事に起因して生じたシロアリ被害を修復することを目的とした外装材および内装材の撤去および原状回復費用についてはこれを保証するものとします。これ以外の当該建物の基礎・床・壁等の構造体・各防水工事・外内部仕上げ・設備等の建物工事請負者が施工した部分に起因する損害および修復については、建物工事請負者と建物取得者様との間の契約において処理されるものとし、本保証の対象外といたします。

7．保証の免責事項

① 沖縄県、その他諸島は保証の対象となりません。
② 地盤の変動、土砂くずれ等の地盤の組織、地質または地形に起因する事由は保証の対象となりません。
③ 地震・津波・台風・洪水・豪雪等の自然現象に起因する浸水、または火災・爆発等の消火による浸水は、保証の対象になりません。
④ 屋外および室内よりの雨漏り・漏水を原因とするシロアリの侵入は保証の対象となりません。
⑤ 契約当時実用化されていた技術では、予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた事故は保証の対象となりません。
⑥ 建物取得者様または建物取得者様と生計をともにする建物取得者様の親族が自ら居住しなくなった場合（留守を含む）は保証の対象となりません。ただし、予め、当協会に通知して承認を得た場合はこの限りではありません。
⑦ 引渡し後、増改築・補修工事等、建物工事請負者以外の者が施工し、これに起因するもの、入居者または第三者の不適正な使用・維持管理によるもの、または故意・過失によるものは保証の対象となりません。
⑧ 建物にシロアリが発生または発生の疑いが生じた時、認定施工店に連絡なく防除施工あるいは修復された場合は、保証が無効となります。
⑨ 家具類等動産の損害は、保証の対象から除きます。
⑩ 保証書に定期検査の記録が無い場合、保証書は無効となります。

8．保証の継承

① 保証期間の残っている建物の譲渡に伴う建物取得者様の保証請求権の継承については、本保証の定める保証期間の残余に限り有効とします。
② この場合、建物取得者様は当協会に申し出、本証書の名義書換を受けなければなりません。この通知を怠った場合、保証を受けることができません。

9．保証を受けるための維持管理

建物取得者様は保証を受ける条件として、住まいの取扱説明書等に基づいて、建物の適切な維持管理および正常な使用を行うものとします。建物を譲渡した場合、この保証書および住まいの取扱説明書を譲受人に交付してください。

10．関係書類の保管・提示

建物取得者様は、建築物件に関する図書資料のうちで建物工事請負者から配布されたものは、災害等で特別な事情がない限り正常に保管し、保証の請求にあたって建物工事請負者等が提示を求めた場合、これに応じるものとします。

11．合意管轄

本保証に関して訴訟の必要が生じたときは、当協会の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

【認定施工店】

印